

資料編

●群馬県消費生活条例（平成18年条例第11号）

目次

- 第一章 総則（第一条－第八条の二）
 - 第二章 安全の確保、取引の適正化等
 - 第一節 安全の確保（第九条・第十条）
 - 第二節 規格、表示等の適正化（第十一条－第十五条）
 - 第三節 不当な取引方法の禁止等（第十六条・第十七条）
 - 第四節 生活関連物資に関する施策（第十八条－第二十一条）
 - 第三章 消費生活に関する教育の推進、情報提供等（第二十二条－第二十五条）
 - 第四章 消費者苦情の処理等（第二十六条－第二十八条）
 - 第五章 知事への申出（第二十九条）
 - 第六章 立入調査、公表等（第三十条・第三十一条）
 - 第七章 群馬県消費生活問題審議会及び群馬県消費者苦情処理委員会（第三十二条－第三十七条）
 - 第八章 雑則（第三十八条－第四十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県が実施する消費生活に関する総合的な施策（以下「消費者施策」という。）について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

（基本理念）

- 第二条 消費者施策の推進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされること、県民の健全な生活環境が確保されること及び消費者の権利として認められている次の事項を尊重することを基本として行われなければならない。
- 一 消費者の安全が確保されること。
 - 二 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
 - 三 消費者に対し必要な情報が提供されること。
 - 四 消費者に対し教育の機会が提供されること。
 - 五 消費者の意見が消費者施策に反映されること。
 - 六 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。
- 2 消費者施策の推進は、消費者が自らの消費生活の安定及び向上のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。
- 3 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 4 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展への的確な対応及び環境の保全に配慮して行われなければならない。

（県の責務）

第三条 県は、この条例の目的を達成するため、経済社会の発展に即応して消費者施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、消費者に供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
 - 二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
 - 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
 - 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
 - 五 県が実施する消費者施策に協力すること。
 - 六 事業活動を通して知り得た消費者に関する個人情報 を適正に取り扱うこと。
- 2 事業者は、消費者に供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の役割)

第五条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(消費者の役割)

第六条 消費者は、自ら進んで消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めるものとする。

- 2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めるものとする。

(消費者団体の役割)

第七条 消費者団体は、次に掲げる活動その他の県民の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

- 一 消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明
- 二 消費者に対する啓発及び教育
- 三 消費者の被害の防止及び救済のための活動

(県、事業者、消費者等の連携)

第八条 県、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体は、相互に連携を図りながら協力することにより、それぞれの責務又は役割を果たすよう努めるものとする。

(基本計画)

第八条の二 知事は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 消費者施策についての基本的な方針

二 消費者施策に関し、計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、群馬県消費生活問題審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第二章 安全の確保、取引の適正化等

第一節 安全の確保

(安全の確保)

第九条 事業者は、県民の消費生活における安全を確保するため、その供給する商品及び役務が県民の生命、身体及び財産の安全を害し、又は害するおそれがあるときは、供給の中止及び回収、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(安全確保の指導及び勧告)

第十条 知事は、県民の消費生活において、事業者が供給する商品及び役務が県民の生命、身体及び財産の安全を害し、又は害するおそれがあると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対してその安全を確保するために必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

第二節 規格、表示等の適正化

(規格の適正化)

第十一条 事業者は、商品又は役務について品質その他の内容の向上及び県民の消費生活の合理化に寄与するため、その供給する商品及び役務について、適正な規格を定めるよう努めなければならない。

(広告その他の表示の適正化)

第十二条 事業者は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際し、その選択等を誤ることがないようにするため、その供給する商品及び役務について、品質その他の内容及び価格に関する広告その他の表示を適正に行うよう努めなければならない。

(計量の適正化)

第十三条 事業者は、消費者との間の取引に際し、消費者が計量につき不利益を被ることがないようにするため、その供給する商品及び役務について、適正な計量の実施に努めなければならない。

(包装の適正化)

第十四条 事業者は、消費者が商品について誤認することがないようにするため、その供給する商品について必要以上に過大な包装を行わないよう努めなければならない。

(適正化の指導)

第十五条 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、事業者が第十一条から前条までに規定する規格、広告その他の表示、計量及び包装の適正化を推進するよう必要な指導に努めるものとする。

第三節 不当な取引方法の禁止等

(不当な取引方法)

第十六条 知事は、消費者の取引の安全を図るため、事業者が消費者の知識、能力又は経験の不足に乗じて消費者を取引に誘引し、又は消費者に取引を強制することにより消費者にその供給する商品又は役務の選択を誤らせるような取引方法を不当な取引方法として規則で定めるものとする。

2 知事は、前項の不当な取引方法を定めようとするときは、群馬県消費生活問題審議会の意見を聴くものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(不当な取引方法の禁止)

第十七条 事業者は、消費者に商品又は役務を供給する場合においては、前条の規定により定められた不当な取引方法を用いてはならない。

2 知事は、事業者が前条の規定により定められた不当な取引方法を用いているか否かを判断する場合において、当該事業者が不実のことを告げる行為（以下「不実告知行為」という。）をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、次項及び第二十三条の規定の適用については、当該事業者は不実告知行為をしたものとみなす。

3 知事は、事業者が前条の規定により定められた不当な取引方法を用いていると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引方法の改善を指導し、又は勧告することができる。

第四節 生活関連物資に関する施策

(価格の動向等の調査)

第十八条 知事は、県民の消費生活との関連が高い物資（以下「生活関連物資」という。）について、必要に応じて、その価格の動向、需給の状況及び流通の実態を調査するものとする。

(供給等の協力の要請)

第十九条 知事は、県民に対する生活関連物資の円滑な供給を確保するために必要があると認めるときは、当該生活関連物資の生産、輸入又は販売を行う事業者に対して当該生活関連物資の供給又は供給のあっせんをするよう協力を求めるものとする。

(特定生活関連物資の指定等)

第二十条 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、生活関連物資の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、当該生活関連物資の買占め又は売惜しみが行われ、又は行われるおそれがあると認めるときは、当該生活関連物資を特に価格の安定及び円滑な供給の確保を図る必要がある物資（以下「特定生活関連物資」という。）として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認められる場合には、同項の規定による指定を解除するものとする。

(特定生活関連物資の売渡しの勧告)

第二十一条 知事は、特定生活関連物資の生産、輸入又は販売を行う事業者が買占め又は売惜しみにより当該特定生活関連物資を多量に保有していると認めるときは、当該事業者に対し、売渡しをすべき期間及び数量を定めて、適正な価格で売渡しをすべきことを勧告することができる。

第三章 消費生活に関する教育の推進、情報提供等

(啓発活動及び教育の推進)

第二十二条 知事は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十三条 知事は、事業者が第九条又は第十七条第一項の規定に違反する行為を行っている場合において、県民に被害が生じ、又は生じるおそれがあり、その発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、違反行為の内容、事業者の氏名又は名称及び住所その他の必要な情報を県民に提供するものとする。

(試験、検査の実施等)

第二十四条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、商品及び役務の試験、検査等を行うとともに、必要に応じて、その結果を公表する等必要な措置を講ずるものとする。

(意見等の反映)

第二十五条 知事は、消費者施策の策定及び実施に資するため、必要があると認めるときは、消費者等から、消費生活に関する意見及び要望を聴くものとする。

第四章 消費者苦情の処理等

(消費者苦情の処理)

第二十六条 知事は、事業者が供給する商品及び役務に関する消費者の苦情（以下「消費者苦情」という。）の申出があったときは、速やかにその内容を調査し、当該消費者苦情が適切に処理されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 知事は、消費者苦情を処理するため必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。
- 3 知事は、消費者苦情を処理するため必要があると認めるときは、群馬県消費者苦情処理委員会のあっせん又は調停に付することができる。

(訴訟の費用の貸付け)

第二十七条 知事は、消費者苦情に関し、消費者が事業者を相手として提起する訴訟で、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものであると認めるときは、当該消費者に対し、当該訴訟の費用に充てる資金（以下「資金」という。）を貸し付けることができる。

- 一 同一の被害を受けた消費者が規則で定める人数以上存在すること。
 - 二 一件当たりの被害額が規則で定める額以下であること。
 - 三 前条第三項のあっせん又は調停によって解決されなかったものであること。
 - 四 県内に住所を有している者が多数共同して提起する訴訟であること。
- 2 前項に定めるもののほか、資金の貸付けの限度額、貸付けの条件その他貸付けに関し必要な事項は、規則で定める。
- 3 知事は、第一項の規定による資金の貸付けに当たっては、群馬県消費者苦情処理委員

会の意見を聴かなければならない。

(貸付金の返還等)

第二十八条 前条の規定により資金の貸付けを受けた者は、その訴訟が終了したときは、規則で定める日までに貸付けを受けた資金の全額を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、群馬県消費者苦情処理委員会の意見を聴き、貸し付けた資金の一部の返還を免除することができる。

第五章 知事への申出

(知事への申出)

第二十九条 県民は、この条例の規定に違反する事業者の活動が行われることにより、消費者の権利が害され、又は害されるおそれがあると認めるときは、知事に対して、その旨を申し出て、適当な措置を講ずるよう求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく適当な措置を講ずるものとする。

第六章 立入調査、公表等

(立入調査等)

第三十条 知事は、第十条、第十七条第三項、第二十条、第二十一条及び前条第二項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第三十一条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

一 第十条、第十七条第三項及び第二十一条の規定による勧告に正当な理由なく従わなかったとき。

二 第二十六条第二項の規定による資料の提出又は説明を正当な理由なく拒んだとき。

三 前条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は立入調査を拒み、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その公表の理由を当該事業者に通知し、当該事業者が意見を述べる機会を与えなければならない。

第七章 群馬県消費生活問題審議会及び群馬県消費者苦情処理委員会

(審議会の設置)

第三十二条 知事の諮問に応じ、消費者施策の基本的事項その他施策の実施に係る重要な事項を調査審議するため、群馬県消費生活問題審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第三十三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 県議会の議員
- 三 消費者
- 四 事業者
- 五 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委員会の設置)

第三十四条 第二十六条第三項の規定により消費者苦情に関するあっせん又は調停を行い、及び第二十七条に規定する資金の貸付けに関する事項を調査審議するため、群馬県消費者苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織等)

第三十五条 委員会は、委員八人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 消費者
- 三 事業者

(意見の聴取等)

第三十六条 委員会は、必要があると認めるときは、当事者、関係人等に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(準用)

第三十七条 第三十三条第三項及び第四項の規定は、委員会について準用する。

第八章 雑則

(小規模事業者への配慮)

第三十八条 知事は、消費者施策の実施に当たり特に必要があると認めるときは、小規模事業者（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第二条に規定する小規模事業者をいう。）に対し、技術的な援助及び資金の融資を行うことができる。

(他の地方公共団体の長等との協力)

第三十九条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、他の地方公共団体又は国の関係行政機関の長の協力を求め、又はこれらの者から協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

(規則への委任)

第四十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の群馬県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第二十三条の規定により置かれた群馬県消費生活問題審議会（以下「旧審議会」という。）は、改正後の群馬県消費生活条例（以下「改正後の条例」という。）第三十二条の規定により置く群馬県消費生活問題審議会（以下「新審議会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の条例第三十三条第二項の規定により新審議会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、平成十九年六月十五日までとする。
- 4 改正前の条例第十一条の二第二項の規定により旧審議会の意見を聴いたときは、改正後の条例の適用については、改正後の条例第十六条第二項の規定により新審議会の意見を聴いたものとみなす。
- 5 改正後の条例第十七条第二項の規定は、この条例の施行前に用いた取引方法については、適用しない。

附 則（平成二十五年十月十八日条例第五十八号）

- 6 この条例は、公布の日から施行する。

○県内消費生活相談窓口一覧

(平成26年3月現在)

消費者ホットライン 電話番号 0570-064-370

(ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ守ろうよ、みんなを)

消費者ホットライン利用時に都道府県や政令市の消費生活センター等の電話が話中でつながらない場合、国民生活センターの「平日バックアップ相談」の電話番号(03-3446-1623)がアナウンスされます。

受付時間は平日の10時～12時、13時～16時となります。

お住まいの地域の市区町村の消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内いたします。

市町村名	郵便番号	所在地	相談用電話番号	FAX番号	対象区域	相談受付時間
前橋市	371-0022	前橋市千代田町二丁目5-5 シーズ・ポート2階	027-230-1755	027-230-1756	前橋市	平日 9:00～17:00
高崎市	370-8501	高崎市高松町35-1 高崎市役所1階	027-327-5155	027-327-5156	高崎市	平日 8:30～17:15
桐生市	376-0045	桐生市末広町13-4 桐生市保健福祉会館4階	0277-40-1112	0277-40-1114	桐生市	平日 9:00～16:00
伊勢崎市	372-8501	伊勢崎市今泉町二丁目410 市役所5階	0270-20-7300	0270-20-7302	伊勢崎市	平日 9:00～16:00
太田市	373-8718	太田市浜町2-35 市役所2階	0276-30-2220	0276-30-2221	太田市	平日 9:00～16:00
沼田市	378-0053	沼田市東原新町1801-40 市役所 東原庁舎2階	0278-20-1500	0278-20-1501	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	平日 9:00～12:00 13:00～16:00
館林市	374-0029	館林市仲町5-25 市民センター分室1階	0276-72-9002	0276-72-9003	館林市	平日 9:30～12:00 13:00～15:30
渋川市	377-8501	渋川市石原6-1 市役所 第二庁舎1階	0279-22-2325	0279-22-3002	渋川市、榛東村、吉岡町	平日 9:00～16:00
藤岡市	375-8601	藤岡市中栗須327 市役所本庁舎1階	0274-20-1133	0274-20-1133	藤岡市、神流町、上野村	平日 9:00～16:00
富岡市	370-2316	富岡市富岡1439-1 あい愛プラザ2階	0274-63-6066	0274-70-2201	富岡市、下仁田町、南牧村	平日 8:30～17:00
安中市	379-0192	安中市安中1-23-13 市役所敷地内	027-382-2228	027-345-3026	安中市	平日 9:00～12:00 13:00～16:00
みどり市	376-0101	みどり市大間々町大間々1511 市役所大間々庁舎1階	0277-76-0987	0277-76-9049	みどり市	平日 9:00～12:00 13:00～16:00
甘楽町	370-2292	甘楽郡甘楽町小幡161-1 役場西庁舎1階	0274-74-3306	0274-74-3306	甘楽町	平日 9:00～12:00 13:00～16:30
玉村町	370-1132	佐波郡玉村町下新田227-1 玉村町勤労者センター1階	0270-20-4020	0270-20-4021	玉村町	平日 9:00～17:00
板倉町	374-0192	邑楽郡板倉町板倉2067 役場 第2庁舎	0276-82-7830	0276-82-1767	板倉町	平日 8:30～17:15
明和町	370-0708	邑楽郡明和町新里250-1 役場内	0276-84-3299	0276-84-3299	明和町	平日 9:00～17:00
大泉町	370-0595	邑楽郡大泉町日の出55-1 役場1階	0276-63-3511	0276-63-7927	大泉町、千代田町	平日 9:00～12:00 13:00～16:00
邑楽町	370-0692	邑楽郡邑楽町中野2570-1 役場1階	0276-47-5047	0276-88-0081	邑楽町	平日 8:30～17:15
吾妻郡	377-0425	吾妻郡中之条町西中之条135 バイテック文化ホール (中之条町文化会館)2F	0279-75-1166	0279-76-3060	中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村	平日 8:30～12:00 13:00～16:00
群馬県	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-223-3001	027-223-8100	群馬県全域	平日 9:00～17:00 土日 9:00～12:00 13:00～17:00 (電話相談のみ)

○製品分野別裁判外紛争処理機関（ADR）一覧

機 関 名	所在地・電話番号・受付時間	対象品目
医薬品PLセンター	〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-4-18 昭和薬貿ビル 5 階 フリーダイヤル：0120-876-532 (9:30～16:30)	医薬品 (医薬部外品を含む)
化学製品PL相談センター	〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友六甲ビル 7 階 フリーダイヤル：0120-886-931 (9:30～16:00)	化学製品 (食品は除く。医薬品、化粧品、塗料、建材は別に該当する機関がある)
ガス石油機器PLセンター	〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-11 ガス石油機器会館 1 階 フリーダイヤル：0120-335-500 (10:00～16:00)	ガス・石油機器
家電製品PLセンター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関三丁目 7 番 1 号 霞が関東急ビル 5 階 フリーダイヤル：0120-551-110 (9:30～16:30)	家電製品
(公財)自動車製造物責任相談センター	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-19-5 虎ノ門 1 丁目森ビル 3 階 フリーダイヤル：0120-028-222(9:30～17:00)(12:00～13:00を除く)	自動車(二輪自動車、部品用品も含む)
住宅部品PL室	〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-7 九段センタービル 3 階 (公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター内 ナビダイヤル 0570-016-100 (10:00～17:00)	相談は「住宅紛争処理支援センター」(電話：0570-016-100) 住宅部品のあっせん・調停(ドア、キッチンシステム、浴室ユニット、サッシ、建材等)
消費生活用製品PLセンター	〒110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪 2 階 (一社)製品安全協会内 フリーダイヤル：0120-11-5457(10:00～16:00)(12:00～13:00を除く)	消費生活用製品 (乳幼児用品、家具・家庭・厨房用品、スポーツ・レジャー用品、高齢者用品、自転車、喫煙具等)
生活用品PLセンター	〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 2-15-2 松島ビル 4 階 (一財)生活用品振興センター内 フリーダイヤル：0120-090-671 (10:00～16:00・水曜日のみ)	家具、硝子製品、食卓・台所製品、プラスチック製品、文房具、玩具、釣具、運動具、装身具、靴、楽器等
日本化粧品工業連合会PL相談室	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-5 虎ノ門 45 MT ビル 6 階 東日本：03-5472-2532 (9:00～17:00) 西日本：06-6941-6996 (9:00～17:00) 中日本：052-971-1476 (9:00～17:00)	化粧品 (薬用化粧品、育毛剤、除毛剤、てんか粉剤、脇臭防止剤などの医薬部外品を含む)

機 関 名	所在地・電話番号・受付時間	対象品目
プレジャーボート製品相談室	〒 104-0028 東京都中央区八重洲 2-10-12 国際興業第2ビル4F (一社)日本マリン事業協会内 フリーダイヤル：0120-356-441 (10:00～17:00)(12:00～13:00を除く)	プレジャーボート及びその関連製品 (モーターボート、ヨット、パーソナルウォータークラフト、船外機(機関)、航海機器、ディーゼルエンジン(機関))
防災製品PLセンター	〒 105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館7階 (一財)日本消防設備安全センター内 フリーダイヤル：0120-553-119 (9:00～17:30)(12:00～12:45を除く)	防災製品 (消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の消防用設備・機器、防災物品・製品、消防用服装装備品、危険物容器、ガソリン計量機等)
玩具PLセンター	〒 130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 (一社)日本玩具協会内 フリーダイヤル：0120-152-117(9:00～17:00)(12:00～13:00を除く)	玩具
日本塗料工業会PL相談室	〒 150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-12-8 東京塗料会館1階 (一社)日本塗料工業会内 03-3443-2074 (9:00～17:00)	塗料
建材・住宅設備PL相談室	〒 103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-17-8 KDX 浜長ビル (一社)日本建材・住宅設備産業協会内 03-5640-0902 (10:00～16:00) (11:45～12:45を除く)	建材・住宅設備機器
証券・金融商品あっせん相談センター	〒 103-0025 東京本部：東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館 〒 541-0041 大阪事務所：大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル フリーダイヤル 0120-64-5005 月曜～金曜 9:00～17:00 (ただし、振替休日を含む祝日及び年末年始(12/31～1/3)を除く。)	証券会社及び当該金融商品取引業者の委託を受けた金融商品仲介業者との間の証券業務等に関するもの、銀行等登録金融機関との国債、投資信託販売など等の証券取引に関するもの、など (相談手続き等詳細はホームページ等で御確認下さい。)

群馬県消費生活問題審議会委員名簿

知事の附属機関として消費者施策等の重要な事項を調査、審議するために設置しています。

任期：平成25年9月1日 ～ 平成27年8月31日

平成25年9月1日現在

区分	氏 名	役 職 名 等
学 識 経 験 者	相 良 雅 幸	日本銀行前橋支店長
	小此木 清	弁護士
	市 川 祥 子	県立女子大学文学部准教授
	御 山 まゆみ	株式会社上毛新聞社営業局編集部課長・副参事
消 費 者	木 下 啓 江	群馬県くらしの会連絡協議会副会長
	中 嶋 源 治	群馬県消費者団体連絡会会長
	八 田 直 樹	群馬県生活協同組合連合会専務理事
	大 木 洵 人	公募委員（高崎市・シェアールグループ代表）
	清 水 裕 幸	公募委員（玉村町・行政書士）
	清 野 紀美子	公募委員（高崎市・コプ 群馬組合員理事）
	堀 口 純 子	公募委員（甘楽町・国民生活センター）
事 業 者	池 田 隆 政	群馬県農業協同組合中央会専務理事
	遠 藤 秀 子	群馬県商工会女性部連合会会長
	高 川 新 一	株式会社ベイシア品質管理部長

14名

群馬県消費者行政推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 安全で安心な県民生活の確保に資するため、県民生活に重大な影響を与える消費者問題について関係部局が連携し総合的に対処するとともに、消費者施策の総合調整を図り円滑な消費者行政を推進することを目的として、群馬県消費者行政推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する消費者事故等及び第2条第7項に規定する重大事故等に係る情報の伝達体制の整備並びに情報交換に関すること。
- (2) 法第2条第7項に規定する重大事故等のうち、被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る法令上の措置がない「すき間事案」に対する調整に関すること。
- (3) 消費者行政の総合的な推進に関すること。
- (4) 消費者行政に関する重要事項の審議に関すること。
- (5) その他消費者行政の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、本部長代行及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 本部長代行は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、群馬県庁議規程第3条第1項に規定する者（知事及び副知事を除く。）、県民局長、危機管理監及び食品安全局長の職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を推進本部に出席させることができる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を統括し、必要に応じ招集し、これを主宰する。

- 2 本部長代行は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進本部の事務に参画する。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 推進本部に付議する事案の整理、検討に関すること。
 - (2) 各部局内の関連施策との調整に関すること。
- 3 幹事会は、代表幹事、代表幹事代行及び幹事で構成し、それぞれ別表1に掲げる者をもって充てる。
- 4 代表幹事は、幹事会を総括し、必要に応じて幹事会を招集し、これを主宰する。

- 5 代表幹事代行は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 代表幹事は、必要があると認めるときは、第3項に規定する者以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(検討部会)

第6条 代表幹事は、幹事会の指示する事項の調査、検討を行うため、関係課の実務担当者による検討部会を設置することができる。

- 2 検討部会は、代表幹事が必要に応じて招集し、これを主宰する。
- 3 代表幹事は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、生活文化スポーツ部消費生活課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成21年9月14日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成25年2月5日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表 1

代表幹事	生活文化スポーツ部長
代表幹事代行	生活文化スポーツ部 消費生活課長
幹事	総務部 学事法制課長
幹事	総務部 広報課長
幹事	総務部 危機管理室長
幹事	総務部 消防保安課長
幹事	生活文化スポーツ部 県民生活課長
幹事	健康福祉部 医務課長
幹事	健康福祉部 介護高齢課長
幹事	健康福祉部 保健予防課長
幹事	健康福祉部 子育て支援課長
幹事	健康福祉部 障害政策課長
幹事	健康福祉部 薬務課長
幹事	健康福祉部 食品安全局 食品安全課長
幹事	健康福祉部 食品安全局 衛生食品課長
幹事	環境森林部 環境保全課長
幹事	農政部 技術支援課長
幹事	農政部 蚕糸園芸課長
幹事	農政部 畜産課長
幹事	産業経済部 商政課長
幹事	産業経済部 観光局 観光物産課長
幹事	県土整備部 監理課長
幹事	県土整備部 都市計画課長
幹事	県土整備部 建築住宅課長
幹事	病院局 総務課長
幹事	教育委員会 義務教育課長
幹事	教育委員会 高校教育課長
幹事	教育委員会 健康体育課長
幹事	警察本部 警務部 広報広聴課長
幹事	警察本部 生活安全部 生活環境課長

群馬県消費者行政推進本部体制イメージ図

